

用水私有占用橋修景工事補助金交付要綱

(平成5年9月1日決裁)

最終改正 平成19年4月1日決裁

第1条 この要綱は、金沢市の文化的遺産である貴重な用水の景観を保全するために、その用水に架橋されている私有占用橋の修景工事に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私有占用橋 私人が自己の通行のために用水上に架ける橋をいう。

(2) 修景工事 用水上に架けられる私有占用橋につき、当該用水周辺の景観に配慮して行われる当該橋の新設、架替又は改修の工事をいう。

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類及び地域並びに工事の範囲及び補助金の額（限度額を含む。）は、別表のとおりとする。

第4条 市税を滞納している者に対しては、補助金を交付しない。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年度分からの補助金について適用する。

附 則 （平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分からの補助金について適用する。

別表（第3条関係）

補助事業の種類	対 象 地 域	補助対象となる工事の範囲	補 助 金 の 額
<p>用水私有占用橋 修景工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条に基づく伝統環境保存区域内、近代的都市景観創出区域内及び伝統環境調和区域内 ・金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）第5条に基づく保全用水内 ・本市が施行する用水周辺の景観整備事業区域内 	<p>私有占用橋の床版の表面仕上、地覆の化粧仕上、グレードの高い手摺り、高欄等の工事（取付費を含む。）のうち、当該橋周辺の景観に調和すると市長が認める工事。</p> <p>ただし、橋台、床版本体の築造等、通常橋を通行するために必要であると市長が認める工事を除く。</p>	<p>補助事業に要する経費の70%に相当する額（この額が150万円を超える場合にあっては、150万円）とする。</p>